

公 告

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びまいわし太平洋系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、同条第5項において準用する第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年6月29日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第1 くろまぐろ（小型魚）（令和4年4月～令和5年3月）

- 1 都道府県漁獲可能量（漁業法（以下「法」という。）第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量

88.5トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	今回配分数量	当初配分数量
くろまぐろ（小型魚）漁業	84.1トン	58.4トン
県留保枠	4.4トン	3.1トン

第2 くろまぐろ（大型魚）（令和4年4月～令和5年3月）

- 1 都道府県漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量

28.2トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	今回配分数量	当初配分数量
くろまぐろ（大型魚）漁業	26.8トン	21.3トン
県留保枠	1.4トン	1.2トン

第3 まいわし太平洋系群（令和4年1月～令和4年12月）

- 1 都道府県漁獲可能量について、本県に定められた数量

38,900トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	今回配分数量	当初配分数量
まいわし定置網漁業	35,072トン	26,072トン
まいわし漁船漁業	3,828トン	3,828トン